

験日 令和8年 7月 22日(水曜) 5時限

科目名 労働法A 担当者 三柴 丈典 法律学科 2学年以上

次の各問いに対する解答またはカッコ内に入る語句として、最も適切な選択肢を1つ選び、該当する番号を解答用紙にマークせよ。

なお、解答用紙(マークシート)に解答以外のことを書いた場合、減点の対象となるので、注意して下さい。

配点(1)～(8):3点 (9)～(27):4点

<幸福の経済学と労働問題>

(1) 解雇・雇止めに関する幸福の経済学の示唆として、適当でないものはどれか。

①ドイツやスウェーデンでは、若年齢層の失業率が高いと、その国の労働者全体の幸福度の低下を招く傾向がみられる。

②マクロの(：国など大きな社会レベルでの)失業率の低下は、現在失業状態にない者にも失業不安を与え、幸福度を低下させることを示す研究がある一方、限られた高失業地域での失業は、一種の連帯感や皮膚感覚を生むためか、低失業地域での失業より幸福度を低下させ難いことを示す研究もある。

③一般に、企業の支払う補償金や失業保険などの社会保障給付によって生活を保障できれば、雇用を維持する程度の幸福度ならば維持できる。

④個人属性との関係では、危険回避性向が強い者の失業は、そうでない者より幸福度を低下させ易い。また、世帯主など家庭に対して経済的責任を負う者の失業が幸福度に与える影響も強いことを示唆する研究がある。

(2) 所得や(広い意味での)報酬に関する幸福の経済学の示唆として、適当なものはどれか。

①金銭、持ち物など物質主義に固執する人物は、良好な社会的関係などを達成できなくても、物質を得られれば満足できるため、幸福度が高くなり易いと指摘する研究がある。

②マズローは、人間の欲求を、低次元なものから、生存⇒安全・安心⇒集団所属⇒尊厳・承認⇒自己実現の5段階があり、低次元な欲求が満たされると高次元の欲求を求めるようになる傾向がある旨を述べた。

③一般に、国内の所得格差は国民の幸福度を低下させ、価値観や思想、基本的な豊かさに影響されることを示す研究は存しない。

④自己尊重、自己コントロール、楽観主義などの認識バイアスは、主観的な幸福感に影響するが、個人の所得には殆ど影響しないとのデータ分析がある。

(3) 幸福の経済学が示唆する就労者の職務満足感を高める要素として、必ずしも適当でないものはどれか。

①管理職からのサポート

②厳格な労働時間管理

③育児・介護休暇の充実

- ④保有する技能の発揮
- ⑤身体 of 安全
- ⑥賃金以外の報酬（組織内での評価や尊敬など）の上昇

＜懲戒処分＞

（４）（ ）事件最 3 小判昭和 54 年 10 月 30 日は、企業が何らかの懲戒処分を行うに際し、就業規則にその事由と手段を明記し、それに従ってなす必要を説いたリーディングケースである。

- ①東京中央郵便局 ②電電公社帯広電報電話局 ③日産自動車 ④国鉄札幌運転機関区

（５）カッコ内に入るものの説明として適当なものを選択せよ。

懲戒処分は、就業規則による懲戒事由と手段の明記、職場秩序の素乱が基本的要件となるが、それ以外に（ ）との関係で法的制約がかかり得る。

- ア 労基法第 9 1 条（減給制限規定）
- イ 就業規則の合理性の観点での制限的解釈
- ウ 精神疾患の影響等にかかる本人の有責性
- エ 雇用契約上の忠実義務
- オ 採用の自由
- カ 労働協約上の事前協議条項
- キ 懲戒権濫用法理
- ク 懲戒事由を定める就業規則条項の合理性
- ケ 一事不再理、不遡及など国の刑法・刑事訴訟法上の原則（の類推適用）

アからキのうち、

- ①全て当てはまる
- ②1 つ当てはまらない
- ③2 つ当てはまらない
- ④5 つ当てはまらない
- ⑤全て当てはまらない

（６）東京プレス工業事件横浜地判昭和 57 年 2 月 25 日によれば、（ ）。

- ①何らかの病気による欠勤や遅刻であれば、無断の欠勤や遅刻であっても非違性が阻却される
- ②無断での欠勤や遅刻が 1 か月に 5 回を超えた場合には、その旨の就業規則規定に基づき解雇も正当化される

③欠勤や遅刻は、法的には同じ債務不履行であり、無断であるか否かを問わず、懲戒処分の合理性や相当性の判断に影響しない

④（このケースで実際にそういう事情があったかはともかく、）たとえ病気その他の不可抗力による欠勤や遅刻でも、無断で行われるものは、職場秩序を乱すため、懲戒処分の合理性や相当性を高める

（７）労働者の私生活上の非行を根拠とする懲戒処分について、国鉄中国支社事件最１小判昭和４９年２月２８日や、多くの下級審が、横浜ゴム事件最高裁第３小法廷昭和４５年７月２８日の反対意見も踏まえつつ重視してきたと思われる要素として、適当でないものを選択せよ。

- ①企業の体面や職場秩序に与えた影響
- ②労働者の労働能力
- ③労働者の価値観
- ④労働者の会社における地位・職種等
- ⑤労働者が受けた刑事処罰の重さ
- ⑥破廉恥性を含む労働者の行為の性質

<成果主義賃金制度>

（８）１９９０年代頃から日本企業の多くで導入され始めた成果主義賃金制度が志向した目標ではあるが、徹底すると雇用契約の性質から離れるリスクがあるものはどれか。

- ①労働時間と賃金の関係を切断する
- ②潜在能力よりも顕在能力を評価する
- ③長期決済型から短期決済型へと仕組みを変更する
- ④賃金の下方硬直性を修正する
- ⑤相対評価傾向を絶対評価傾向へ改める

（９）以下は、労働契約法第１０条の一部である。カッコ内に入る用語の組み合わせとして適当なものを選択せよ。

「使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、（ア）を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、（イ）、労働条件の変更の必要性、（ウ）、労働組合等との（エ）その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする」。

- ①ア 変更後の就業規則
 - イ 労働者の受ける不利益の程度
 - ウ 変更後の就業規則の内容の相当性
 - エ 交渉の状況
- ②ア 変更後の就業規則

- イ 労働者の受ける不利益の程度
- ウ 変更内容の相当性
- エ 交渉の状況
- ③ア 変更後の就業規則
 - イ 当該就業規則が適用される事業場に所属する労働者全体の受ける利益・不利益の程度
 - ウ 変更内容の相当性
 - エ 交渉の結果
- ④ア 当該就業規則の変更
 - イ 当該就業規則が適用される事業場に所属する労働者全体の受ける利益・不利益の程度
 - ウ 変更後の就業規則の内容の相当性
 - エ 交渉の状況
- ⑤ア 当該就業規則の変更
 - イ 当該就業規則が適用される事業場に所属する労働者全体の受ける利益・不利益の程度
 - ウ 変更後の就業規則の内容の相当性
 - エ 交渉の結果
- ⑥ア 当該就業規則の変更
 - イ 労働者の受ける不利益の程度
 - ウ 変更内容の相当性
 - エ 交渉の結果

（１０）アーク証券事件東京地裁平成１２年１月３１日判決は、被告会社における一般的な職能資格制度から昇減給を当然に予定する制度への変更について、（ ）と判断した。

①現代においては高度の必要性が認められる合理的な変更であり、合法である

②従前の制度も新設された制度も実質的に成果型賃金制度であることに変わりはなく、そもそも不利益変更にあたるとはいえず、合法である

③それまでの安定した地位を失い、かつ多数の労働者が降格や賃金減少の不利益を受けていることなどから、不利益変更に当たり、従前の判例法理に照らして違法である

④降格や賃金減少の不利益を受けている者は少数だが、原告はそれまでの安定した地位を失うことなどから、不利益変更に当たり、従前の判例法理に照らして違法である

（１１）エーシーニールセン・コーポレーション事件（東京地裁平成１６年３月３１日判決）では、成果主義賃金制度の新たな導入による降給の合理性（適法性）判断に際し、（ ）と判示した。

①「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が恣意的に基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の仕組み自体の合理性が必要であり」、また「公正な手続が必要である」

②「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が1賃金支払い期に支払われる賃金総額の1割以上に及ぶ基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の構築への労働者の代表の関与が必要であり」、また「本人同意が必要である」

③「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が本人同意なく基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の構築への労働者の代表の関与が必要であり」、また「元の賃金格付けへの復帰に必要な条件の呈示が必要である」

④「もとより、就業規則等による労働契約の内容として、成果主義による基本給の降給が定められていても、使用者が恣意的に基本給の降給を決定することは許されない。その過程においては、制度の構築への労働者の代表の関与が必要であり」、また「元の賃金格付けへの復帰に必要な条件の呈示が必要である」

(12) 日本システム開発研究所事件(東京高判平成20年4月9日)では、無期限雇用における年俸制において、労使間で新年度の賃金額について合意が成立しない場合、()、とされた。

する

①最低賃金法に定める最低賃金が保障されるにすぎない

②労基法第15条、第89条の趣旨に照らし、年俸額決定基準・手続、減額の限界の有無、不服申立手続等が制度化されて就業規則等に明示され、その内容が公正な場合に限り、使用者に評価決定権があり、それが認められない場合には、前年度の年俸額が次年度にスライドする

③労基法第15条、第89条の趣旨に照らし、年俸額決定基準・手続、減額の限界の有無、不服申立手続等が制度化されて就業規則等に明示され、その内容が公正な場合に限り、使用者に評価決定権があり、それが認められない場合には、最低賃金法に定める最低賃金が保障されるにすぎない

④同一労働を行っている他の労働者の当該年度の年俸額や当該年度の月俸×12ヶ月の金額が保障される。

⑤同一価値労働を行っている他の労働者の当該年度の年俸額や当該年度の月俸や賞与を併せた金額が保障される

⑥前年度の年俸額から10分の1を超えて減額とまらない範囲で使用者が決定した金額が保障される

⑦前年度の年俸額から10分の1を超えて減額とまらない範囲で裁判所が決定した金額が保障される

<解雇規制法論>

(13) 民法第629条の定めに関する説明として最も適当なものはどれか。

①有期労働契約の当事者が所定の契約期間の満了時に契約更新手続をとらず、そのまま就労を継続し、させた場合の解約について、民法第628条が適用されると定めているが、現在の判例や有力説は、この定めをもって、有期雇用が無期限雇用に擬似転化すると解している。

②有期労働契約の当事者が所定の契約期間の満了時に契約更新手続をとらず、そのまま就労を継続し、させた場合の解約について、民法第627条が適用されると定めており、現在の判例や有力説は、この定めをもって有期雇用が無期限雇用に転化すると解している。

③有期労働契約の当事者が所定の契約期間の満了時に契約更新手続をとらず、そのまま就労を継続し、させた場合の解約について、民法第628条が適用されると定めているが、現在の判例や有力説は、この定めをもって有期雇用が無期限雇用に擬似転化するとはいえないと解している。

④ 有期労働契約の当事者が所定の契約期間の満了時に契約更新手続をとらず、そのまま就労を継続し、させた場合の解約について、民法第627条が適用されると定めているが、現在の判例や有力説は、この定めをもって、有期雇用が無期限雇用に変化ないし擬似変化するとはいえない（それには別途要件が必要）と解している。

（14）民法（あ）条は、有期労働契約の当事者が所定の契約期間の満了時に契約更新手続をとらず、そのまま就労を継続し、させた場合の解約について、（い）が適用されると定めているが、現在の判例や有力説は、（う）と解している。

① あ 627 い 民法628条 う この定めをもって有期雇用が無期限雇用に変化する

② あ 627 い 労基法18条 う この定めをもってしても、有期雇用が無期限雇用に変化するとはいえない

③ あ 628 い 労基法18条 う この定めをもって有期雇用が無期限雇用に変化する

④ あ 628 い 労基法18条 う この定めをもってしても、有期雇用が無期限雇用に変化するとはいえない

⑤ あ 629 い 民法627条 う この定めをもって有期雇用が無期限雇用に変化する

⑥ あ 629 い 民法627条 う この定めをもってしても、有期雇用が無期限雇用に変化するとはいえない

（15）現行労働契約法第16条の定めについて適当なものはどれか。

① 「解雇は、就業規則上の根拠を欠き、合理的であると認められない場合は、信義誠実の原則に反したものとして、無効とする」、と定めている。

② 「解雇は、就業規則上の根拠を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」、と定めている。

③ 「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、信義誠実の原則に反したものとして、無効とする」、と定めている。

④ 「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」、と定めている。

⑤ 「解雇は、公序良俗に反し、合理的であると認められない場合は、信義誠実の原則に反したものとして、無効とする」、と定めている。

⑥ 「解雇は、公序良俗に反し、合理的であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」、と定めている。

（16）労働基準法第20条を遵守（ ）。

① すれば、使用者による労働者の解雇は無条件に合法となる。

② すれば、使用者による労働者の普通解雇は合法となるが、整理解雇については、別に労働契約法第22条の要件を充たす必要がある。

③ しても、労働契約法第16条との関係で民事上の制約がかかり、両規制の水準には相当のギャップがある。

④しても、理論上、労働契約法第16条との関係で民事上の制約がかかるが、実際上は殆どの場合に解雇の客観的な合理性と社会的相当性が推定される。

(17) 労基法20条の法的効果に関するいわゆる有効説の立場では、同条違反は労基法119条は(あ)、労基法114条は(い)、解雇の私法的効果は(う)の法的効果をもたらすことになる。

①あ 原則として不適用(使用者が即時解雇に固執する場合のみ適用) い 原則として不適用(使用者が即時解雇に固執する場合のみ適用可能性あり) う 20条との関係では、通知後30日を経過するか法定予告手当を支払った時点から有効

②あ 原則として不適用(使用者が即時解雇に固執する場合のみ適用) い 解雇通知時点で適用可能性あり う 20条との関係では、通知後30日を経過するか法定予告手当を支払った時点から有効

③あ 解雇通知時点で適用 い 解雇通知時点で適用可能性あり う 無効

④あ 解雇通知時点で適用 い 解雇通知時点で適用可能性あり う 有効

(18) 従来の裁判例が解雇の正当性を比較的容易に認める傾向にあった例として適当なものを、次のうちから1つ選択せよ。

①中途採用した労働者が会社の職場風土になじめず、部下や上司との人間関係が悪化した場合

②実際に長期間優れた成績を残して来た者に重要な経歴詐称が発覚した場合

③人事考課で2期連続して下10分の1の評価となった場合

④当該労働者が勤務する部門が赤字を計上した場合

⑤疾病り患により配置可能な業務が限られる場合

(19) 日本の労働裁判例は、従来、一般に、解雇や(あ)などの問題については、使用者に厳しい立場をとり、他方、査定(人事考課)や配置転換など(い)に関する問題については、緩やかな立場をとって来たといえる。また、非正規雇用形態の採用についても、比較的緩やかな立場を採ってきたといえ、これらは総じて日本型雇用慣行の反映と解することもできる。

しかし、例えば解雇でも、整理解雇については、従前の裁判例が形成してきた4要件を(う)に転換し、特に(え)を重視する判例が出る一方、成果主義賃金制度の下での賃金決定のあり方における(お)を重視する判例が出るなど、徐々にその様相が変化しつつあることが伺える。

①あ 賃金の減額 い 契約条件の変更 う 3要件

え 被解雇者選定の合理性 お 使用者の自由裁量

②あ 賃金の減額 い 契約条件の変更 う 3要素

え 被解雇者選定の合理性 お 使用者の自由裁量

③あ 賃金の減額 い 契約条件の変更 う 4要素

え 解雇回避努力 お 手続的理性

④あ 安全衛生 い 身分変動 う 3要件

- | | | |
|------------|------------|--------|
| え 解雇回避努力 | お 使用者の自由裁量 | |
| ⑤あ 安全衛生 | い 一般人事 | う 3 要件 |
| え 解雇に至る手続き | お 手続的理性 | |
| ⑥あ 安全衛生 | い 一般人事 | う 4 要素 |
| え 解雇に至る手続き | お 手続的理性 | |

(20) 最近の判例(東芝事件最2小判平成26年3月24日、原審:東京高判平成23年2月23日)は、業務上の事由によりうつ病に罹患した労働者が、欠勤が通算で1年3か月弱、休業が通算で1年7か月程度に及んでいたところ、使用者により会社所定の休職期間が満了することを理由に解雇された事案について、当該労働者の解雇(あ)と判断した。

なお、この点について、原審(い)。

- ①あ は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる い も同じ判断を示していた
- ②あ は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる い は無条件に認められるとしていた
- ③あ も認められる い は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる
- ④あ も認められる い も同じ判断を示していた
- ⑤あ は労基法19条1項等に反し、認められない い も同じ判断を示していた
- ⑥あ は労基法19条1項等に反し、認められない い は一定の金銭賠償の支払いを前提に認められる

<約款論>

(21) ドイツの法律や判例は、約款を使用した契約の効力について、契約の原則論の活用により、契約の公正を図ろうとした。

具体的には、当事者による(あ)のみではなく、(い)が認められる契約にのみ、個別的合意の存在を認める立場をとっている。例えば連邦通常裁判所1976年12月15日判決は、不動産取引にかかる販売委託契約約款の法的効力について論じる中で、約款使用者に、自己の約款を(う)があり、かつ(え)ことが必要、との考え方を示している。まさに(い)を重視する考え方と解される。

- | | | |
|--------------------------|-----------|----------|
| ①あ 締約の自由 | い 内容形成の自由 | う 変更する用意 |
| え 取引相手がそのことを契約交渉の際に知っている | | |
| ②あ 締約の自由 | い 内容形成の自由 | う 説明する用意 |
| え 実際取引相手に口頭で説明する | | |
| ③あ 内容形成の自由 | い 締約の自由 | う 説明する用意 |
| え 取引相手がそのことを契約交渉の際に知っている | | |
| ④あ 内容形成の自由 | い 締約の自由 | う 変更する用意 |
| え 実際取引相手に口頭で説明する | | |

(22) ~ (24)

高松高裁昭和57年9月13日判決は、

- ・ X (信販会社) - <代金立替払契約> - Y (欠陥機械の購入者)
- ・ Y (欠陥機械の購入者) - <売買契約> - 訴外A (欠陥機械の販売者)
- ・ 訴外A (欠陥機械の販売者) - <加盟店契約> - X (信販会社)

という3面的な契約関係下で、Yが訴外Aから購入した機械の重大な欠陥を理由に訴外Aとの売買契約を解約し、Xへの約定割賦金の支払いを行わなかったところ、Xより、代金立替払契約に用いられた約款にある(22)条項に基づき、当該金員の支払いを求められたという事案について、次のように述べた。

「本件立替払契約は本件機械の売買と法律上は別個でも取引上では密接不可分の関係にあって、この立替払契約にあたり、Xの代行者のAが本件機械の用途に走行安全上の支障欠陥があることをYらに告げず、Yらがその安全性を信用して、本件立替払契約を成立させたのに、AとXは別人で・・・(22)条項・・・がある故を以てYらがXにこの支障欠陥を主張できないことまで考えてYらがこの合意をしたとは思えず、Aの言辞をYらがそのまま信用したことに重過失があるとはいえないこと・・・にかんがみると、この・・・(22)条項・・・の合意を根拠として、本件機械の用途上の前記欠陥につきXらの・・・(22)条項・・・の効力を認めるのは、取引上の(23)といわねばならない」(一部改変)。

(22) ①権利留保

②損害賠償額予定

③抗弁権切断

④抗弁権接続

(23) ①社会的規範に反する

②権利濫用に当たる

③信義則に反する

④公序良俗に反する

(24) 上記の下線部の趣旨を示すのに最も適当なものはどれか。

①割賦販売法違反の指摘

②特定商取引法違反の指摘

③民法上の任意法規違反の指摘

④民法上の強行法規違反の指摘

⑤意思の欠缺による採用合意の否定

⑥契約解釈レベルでの操作

(25) 日本の大審院大正4年12月24日判決は、行政の認可を受けた保険契約約款の法的効力について、「苟モ当事者双方カ普通保険約款ニ依ラサル旨ノ意思ヲ表示セスシテ契約シタルトキハ(あ)ナキ限り其約款ニ(い)ノ意思ヲ以テ契約シタルモノト(う)ヘク・・・仮令契約ノ当時其約款ノ内容ヲ(え)セサリシトキト雖モ一応之ニ(い)ノ意思ヲ以テ締結シタルモノト(う)ヲ当然トス」と述べている。

①あ 特約 い 依ル う 看做ス え 説明

②あ 特約 い 依ラサル う 推定ス え 知悉

③あ 反証 い 依ル う 推定ス え 知悉

④あ 反証 い 依ラサル う 看做ス え 説明

<就業規則論>

(26) 国法、労働協約、就業規則、労働契約の一般的な関係を端的に示したものとして最も適当なものはどれか。

①国法（強行法規）＞労働協約＞就業規則＞労働契約＞国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働契約に優先するのは、就業規則が労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合に限られる。

②国法（強行法規）＞労働協約＞就業規則＞労働契約＞国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働契約に優先するのは、就業規則が労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合と合理的な定めを置いている場合に限られる。

③労働協約＞国法（強行法規）＞就業規則＞労働契約＞国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働契約に優先するのは、就業規則が労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合と合理的な定めを置いている場合に限られる。

④就業規則＞労働協約＞労働契約＞国法（強行法規）＞国法（任意法規）

ただし、就業規則が労働協約と労働契約に優先するのは、就業規則が労働協約と労働契約より労働者にとって有利な事柄を定めている場合と合理的な定めを置いている場合に限られる。

（２７）就業規則の法的性格について、秋北バス事件最大昭和４３年１２月２５日判決は、以下のよう

に述べている。
「労働条件を定型的に定めた就業規則は、一種の社会的規範としての性質を有するだけでなく、それが（あ）を定めているものであるかぎり、経営主体と労働者との間の労働条件は、その就業規則（い）という事実たる慣習が成立しているものとして、その法的規範性が認められるに至っている（民法（う）条参照）ものといふことができ……、当該事業場の労働者は、就業規則の存在及び内容を現実に知っていると否とにかかわらず、また、これに対して個別的に同意を与えたかどうかを問わず、当然にその適用を受けるものといふべきである」。

この判示については、後の最高裁判決が、（え）説を示したものと解釈を示したが、「……を問わず、当然にその適用を受ける」との説示は、（お）説を示すと解するのが自然であろう。

①あ 労働契約の定める基準を上回る基準 い による う ９１

え 法規 お 契約

②あ 労働契約の定める基準を上回る基準 い の内容となる う ９２

え 契約 お 法規

③あ 合理的な労働条件 い の内容となる う ９１

え 法規 お 契約

④あ 合理的な労働条件 い による う ９２

え 契約 お 法規